Beyond

ASAHI Research Institute

2025. 6 vol.54

下請法改正へ

あさひ総研

DCF 法と EBITDA

デジタル資産の相続について

農業従事者の労働時間、労働保険、社会保険

公益法人の定期提出書類の変更点

Focus

株式会社マルナカ中村商店

News

あさひ通信

第 238 回　無償の愛

INFORMATION

Beyond

2025. 6 vol.54

CONTENTS

下請法改正へ

あさひ総研

01 ・事業承継
DCF 法と EBITDA

02 ・相続
デジタル資産の相続について

03 ・労務
農業従事者の労働時間、労働保険、社会保険

04 ・公益法人
公益法人の定期提出書類の変更点

Focus　株式会社マルナカ中村商店

News

あさひ通信　第 238 回　無償の愛

INFORMATION

[Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX 化、人口構造の激変、AI やロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

Monthly essay

取引先を大切に

下請法改正へ

統括代表社員　田牧　大祐

2024 年 7 月、大手自動車メーカーＴ社の子会社が、金型を無償で下請企業に保管させていたことや下請企業 65 社に瑕疵がないにも関わらず返品、代金不払いを行ったことが下請法に違反するとして、公正取引委員会から勧告を受けた。これを受け、T 社子会社は下請け企業に代金の支払いを行った。

以前、本稿で、T 社の曾孫請け企業の顧問先の苦労を記載したことがある。税務調査の際、調査官が面談時間の確保を求めたところ、社長は「朝 5 時半から配送作業があり、11 時から 1 時間程度でなら対応可能」と回答した。これは、15 時半に届く工場からの FAX 注文に基づき、翌日指定時間にジャスト・イン・タイムで納品するためである。事前に生産計画に基づき、部品を多めに組み立て、保管場所も自社で確保している。ジャスト・イン・タイム方式は、在庫リスクを下請企業に転嫁する構図である。半導体不足やコロナ禍を経て見直しが進んだとされるが、依然としてそのリスクは下請企業へ押し付けられている。Ｔ社では、昨年、認証試験の不正が発覚し、数か月間、工場の稼働が停止した。その際、一部の企業で休業補償があったものの、多くは休業補償がなく、在庫納品も出来なかったという。年間及び四半期の生産計画により、在庫や人員の確保要請をしておきながら、自らの認証不正の負担の一部を下請企業に負わせたようにも見える。

2025 年 5 月 16 日、改正下請法※が可決し、2026 年 1 月から施行されることになった。急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受けて、発注者と受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を図るとしている。大きな改正点として、物流事業者の追加や従業員数による基準の導入、下請企業からの価格交渉要請に応じる義務など（価格据え置き取引への対応）、これまでの代金支払の時期よりも前段階の価格協議段階に踏み込んだ点で、画期的な改正といえる。

中小企業庁が公表している「2025 年版中小企業白書」の「労働生産性の推移（企業規模別）」を見ると、大企業の労働生産性 1588 万円に対して、中規模企業、小規模企業のそれは 578 万円、503 万円と約 3 分の 1 である。中小企業も持続的成長のためには、人材確保や設備投資、DX 投資のための利益が必要であり、付加価値を大企業が総取りする現在の状況は改善が求められる。

前述の顧問先企業は、T 社の仕事の比率を減らし、単価の高い企業との取引を拡大している。今期は価格交渉もしつつ、利益を確保した決算となった。今後もＴ社の仕事は頼まれても減らしていくという。T 社の仕事をうける小規模企業は、地域によってすでに減少しているという。

人手不足が深刻化する中、「仕事があっても作れない」時代が見えている。受注者は、価格交渉機会が法律上も担保されることになり、より強気な交渉が出来るであろう。一方で、発注者は、価格転嫁に応じ、下請企業を大切にしなければ、頼む先がなくなるであろう。法律の規制がなくとも、一層取引先を大切にすることが求められる。

※ 「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改め、用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改められる。

あさひ総研

事業承継

DCF 法と EBITDA

企業価値を評価するポピュラーな方法の一つに DCF 法（ディスカウント・キャッシュフロー・方式）があります。

DCF 法は下記の算式で企業価値を評価します。

下記算式は、将来獲得できる見込みの資金収支（フリーキャッシュフロー）を、現在の価値になるように割引計算（ディスカウント計算）することを表現しています。

$$企業価値=\frac{FCF_1}{(1+r)}+\frac{FCF_2}{(1+r)^2}+\frac{FCF_3}{(1+r)^3}+\cdots$$

FCF_k は k 期のフリーキャッシュフローです。
r は加重平均資本コスト等の割引価値するための割引率です。

フリーキャッシュフローとは、事業活動により得られる資金収入から、設備投資のための支出を差し引いたものです。フリーキャッシュフローや割引率の設定は、多種多様な考え方があり、いずれも様々な仮定をおいて企業価値を算出します。

たとえば、毎年下記の様な成果が出る企業の価値は 40000 千円となります。

＜設例＞

事業から得られる資金収支	5000 千円	①
設備投資	1000 千円	②
フリーキャッシュフロー	4000 千円	①-②
割引率	10%	

$$式\quad 40000_{千円}=\frac{4000_{千円}}{(1+10\%)}+\frac{4000_{千円}}{(1+10\%)^2}+\frac{4000_{千円}}{(1+10\%)^3}+\frac{4000_{千円}}{(1+10\%)^4}+\cdots$$

上記、事業から得られる資金収支は EBITDA（イービッダー / イービットディーエー）がよく使用されます。EBITDA は Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation, and Amortization で、日本語で言うと利払前、税引前、償却費控除前の利益です。EBITDA は複数の算出方法がありますが、代表的なのが、

EBITDA＝営業利益＋減価償却費

です。EBITDA を利用すると、簡単な算式で営業キャッシュフロー（上記の事業から得られる資金収支）の近似値を求めることができるとされています。

＜DCF 法のメリット・デメリット＞

DCF 法による企業評価は、企業の実態に応じて、将来性を見込んだ企業価値評価を行うことができます。また数式に柔軟性があり、これから起こる事業を反映させたり、あるいは他の企業とのシナジー効果を織り込んだり、未来を分岐させて様々なシナリオに基づく企業価値を計算することも可能です。

一方で DCF 法は柔軟性が高いことの裏返しとして、計算に仮定を多く重ねる必要があります。代表的には下記のような仮定についての論点があり、それぞれについて一定の仮定を置く必要があります。

- どのように複数期間の将来のフリーキャッシュフローを見積もるのか
- 将来どこまでの期間を織り込んで企業価値を算定するのか
- 織り込めなかった将来の期間をどうするか
- 割引率には何を使用するか

仮定をある程度変更することで、算出される企業評価に幅がでてしまうことがよくあります。また将来を見据えて評価するため絶対的に正しいといえる計算方式・基礎数値の設定方法がありません。

そのため、皆様が DCF 法に触れる際には、DCF 法の計算方法には複数の仮定の上で計算がなされており、唯一無二の企業価値が算定されるわけではないという点の留意が重要となります。

山形事務所
パートナー
公認会計士・税理士　広川　諭

2010 年新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所。事業会社を中心に会計監査業務に従事。2017 年税理士法人あさひ会計に入所後はM＆A支援、株価算定・シミュレーション、財務デューデリジェンス、税務相談（組織再編、グループ法人税制）を担当。

あさひ総研

相　続

デジタル資産の相続について

デジタル資産とは、ネットワーク上に存在する形のない財産です。デジタル資産の種類は多岐に渡り、ネット銀行（オンラインバンキング）の口座に入っている預貯金をはじめ、電子マネーやキャッシュレス決済のチャージ残高、オンラインで取引中の株式や投資信託、FX など様々です。ビットコインなどの仮想通貨もデジタル資産の1つです。デジタル資産は、不動産や銀行の預貯金と同じく、所有者が亡くなれば相続の対象となり、相続財産合計額が基礎控除を超えれば相続税が発生します。今回は、デジタル資産を相続する際の留意点及び、生前でできる対策について説明します。

●被相続人がデジタル資産を所有しているかが不明

被相続人の財産にデジタル資産があるかどうかは、非常に分かりくいものです。デジタル資産は基本的に郵便物による資料のやり取りがなく、故人が利用していたデジタル端末のアプリや、利用していたメールの受信箱をチェックしないとその存在の有無が分からないからです。そのため、デジタル資産があることを知らずに、相続手続きを終わらせてしまうことがあります。この「存在するかどうかわからない」という点から、以下のようなケースで問題となる場合があります。

①完結した分割協議を再協議しなければならないケース

デジタル資産があることを知らずに分割協議を終わらせたものの、相当な時間を経過してからその存在に気づき、一度は纏まった分割協議をやり直さなければならないケースがあります。特に暗号資産（仮想通貨）等の相続財産について、時間が経過してから見つかった場合は、分割協議のやり直しが困難になるケースがあります。暗号資産（仮想通貨）等は一般的に値動きが激しいものです。例えば相続税を計算する相続開始時点で 1 億円の価値があったものが、時間が経過した相続財産の分割の再協議の時点では 1,000 万円の価値になっていたとします。この場合、これを相続した人は 1 億円に対する相続税を払うものの、相続手続き後すぐに売却しても 1,000 万円の売却額しか得られません。そのため、その暗号資産を誰が相続するのかについて揉めるケースが想定されます。

②相続税の追徴課税が発生するケース

当初把握していた相続財産では相続税の申告義務がなかったものの、時間が経過してからデジタル資産があったことが分かり、それが相続財産に追加されることで、相続税の申告義務が課されるケースもあります。相続税の申告期限を過ぎてから申告義務が生じれば「期限後申告」となり、すでに相続税申告をした後でデジタル資産の存在が明らかになった場合は「修正申告」をしなければいけません。期限後申告や修正申告をした場合、加算税と延滞税という二重のペナルティが課されます。

●相続手続きが煩雑

デジタル資産の場合、窓口は全てオンライン化されていることが多く、デジタル機器のロックを解除するための ID やパスワード（顔認証や指紋認証）は、設定した本人でなければわかりません。仮に ID やパスワードが分かったとしても、二段階認証などが設定されている場合、故人の電話番号を解約していては、SMS にてコードを受信できずにログインできなくなってしまいます。そのため、名義変更や解約も通常のオンラインの手続きでは困難になることがあり、不動産等の形がある財産以上に相続手続きが煩雑になってしまう可能性があります（資産によっては相続時の取り扱いについてまだ明確に定められていないケースもあります）。

上記を踏まえたデジタル資産の相続に困らないための生前対策としては、すべてのデジタル資産をリスト化し、パスワードと ID を記録することです。この記録は金庫等に保管する前提で紙媒体で作成するか、信頼性の高いパスワード管理アプリを利用する方法等もあります（パスワード管理アプリ自体のログイン方法は把握が必要）。また、財産価値の高いデジタル資産は、遺言書に記載しておくことが望ましいです。遺言書にデジタル資産を記載することで、相続人が網羅的に資産を把握でき、スムーズな財産配分が可能となります。たとえば、「PayPay 残高は長男に相続させる」「暗号資産は全額売却し、次男に現金として分配」など、具体的な内容を記載するとトラブルを防げます。ただし、生前に ID、パスワードを共有する相手を慎重に選ぶ必要はあり、整理の進捗状況を信頼のおける家族と共有しておくことも重要です。

山形事務所
パートナー
公認会計士・税理士　伊藤　俊和

事業会社の財務経理を経て、KPMG Japan 有限責任あずさ監査法人に勤務。現在は税理士法人あさひ会計で相続・事業承継の実務に携わる。

農業従事者の労働時間、労働保険、社会保険

当事務所がある山形県では、6～ 7 月はさくらんぼが実る時期。収穫、出荷、販売、発送等、関わる人々にとって「毎年来る一大事」です。それぞれの地域に、同様の特産物の書き入れ時があることでしょう。農業は繁閑が激しく予定が立てにくいことから、労務管理について特例的な定めがあります。今回は、農業の労務管理について、他業種との違いに着目してご説明します。

1. 労働基準法の労働時間規制適用除外

農業、畜産、養蚕又は水産の事業（一定の危険・有害作業を除く）に従事する労働者には、労働時間に関する規定が適用除外されています。

適用除外されるのは、労働基準法の労働時間、休憩、休日、割増賃金（深夜割増は必要）に関する規定です。36 協定は不要、時間外・休日割増賃金の支給も義務ではありません。ただし、外国人技能実習生については、適用除外されない（労働時間規制あり）ことにご注意ください。特定技能外国人は通常の労働者同様、適用除外です。

適用除外は労働時間に関することだけであって、労働条件通知や賃金の支払、年次有給休暇、安全衛生等の規定は適用されます。

2. 労働保険（労災保険・雇用保険）の適用

農業の場合、法人と常時 5 人以上を使用する個人事業主は強制加入ですが、常時 5 人未満の労働者を使用する場合「暫定任意適用事業」として任意加入です。加入したい場合は労働者の 2 分の 1 以上の同意を得て事業主が加入申請します。暫定任意適用事業であっても、業務上災害が発生した場合には労働基準法上の災害補償義務（医療費全額、休業補償、障害補償、遺族補償）を負うため、労災保険には加入しておくと安心です。

3. 労災保険の特別加入制度

農業に従事する経営者や家族従事者など、通常は労災保険の対象とならない人でも、一定の要件を満たせば「労災保険の特別加入」が可能です。事業主が特別加入をすると、従業員の労働保険は強制加入となります。

個人事業				法人	
労働者常時 5 人未満		労働者常時 5 人以上			
労災保険	雇用保険	労災保険	雇用保険	労災保険	雇用保険
任意適用 （ただし、一定の危険・有害作業を主として行う事業と、事業主が特別加入している事業は強制適用）	任意適用	強 制 適 用			

4. 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用

法人は強制加入、個人事業は原則任意適用ですが、適用業種で常時 5 人以上の従業員を雇用していれば強制加入です。農業は非適用業種であるため、個人事業では人数にかかわらず任意適用です。

従業員個人が被保険者となるかという点では、農繁期限定で雇用された人が社会保険に加入しない扱いとなるか否かは、「季節的業務に従事する者」に該当するかが判断のポイントとなり、該当する場合は適用除外となります。たとえばスキー場勤務等が該当します。一方で、年間を通じて販売を行う農産物販売所で、繁忙期のみ増員目的で雇用する販売員は「季節的業務に従事する者」に該当しません。販売そのものは年間を通じて行われている業務だからです。

【社会保険の被保険者とならない者とその例外】

- **日々雇い入れられる人：**
  1カ月を超えて使用されるようになった場合は、その日から被保険者となる。
- **2 カ月以内の期間を定めて使用される人：**
  延長が見込まれる場合は契約当初から被保険者。
- **所在地が一定しない事業所に使用される人：**
  いかなる場合も被保険者とならない。
- **季節的業務（4カ月以内）に使用される人：**
  継続して 4カ月を超える予定であれば当初から被保険者。
- **臨時的事業の事業所（6カ月以内）に使用される人：**
  6カ月を超える予定であれば当初から被保険者。

5. まとめ

農業は兼業者が多く、労働社会保険の適用や働き方について、本人の希望が一般の労働者とは異なることが多いようです。また、労働基準法の労働時間規制適用除外についても、他業種からの転職者確保や人材定着の観点から、他業種と同様の割増賃金支払を行う等、実態に合わせた柔軟な労務管理を行う農業経営者も増えています。農業従事者自身が、「必要なときに必要な作業をしたい」と感じる場合も多く、適用除外を前向きに捉え、職場の実態に応じた就業ルール設計を行うのが良いようです。

いまの社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士　今野佳世子

埼玉県内 3 か所の労働基準監督署にて労災認定・保険給付業務等に従事。2008 年いまの社会保険労務士事務所を開業。2010 年特定社会保険労務士付記。

公益法人の定期提出書類の変更点

公益認定法人は、毎事業年度終了三か月以内に、終了した事業年度の実績等に関する書類（以下「事業報告時の書類」という。）を作成し、事務所に備え置くとともに、行政庁へ提出する必要があります。多くの法人は3月31日が事業年度終了の日としておりますので、6 月 30 日が定期提出書類（事業報告）の提出期限になります。

令和 7 年 4 月 1 日に新公益法人制度が施行され、同日以降に提出する書類より、変更となる点があります。今年度に提出しなければならない書類を以下の図表へまとめました。太字の箇所が今年度、変更追加になった項目です。

令和 7 年 6 月末の提出書類
財産目録
役員等名簿
報酬等支給基準
キャッシュフロー計算書
運営組織に関する重要な事項
事業活動に関する重要な事項
別表 A　収支均衡
別表 B　公益目的事業比率
別表 C　遊休財産額
別表 F　費用額の配賦
別表 H　公益目的取得財産残額
〇 特定費用準備資金について備置き・閲覧等事項を記載した書類
〇 資産取得資金について備置き・閲覧等事項を記載した書類
〇 指定寄附資金について備置き・閲覧等事項を記載した書類
社員名簿（社団法人のみ）
貸借対照表及びその附属明細書
損益計算書及びその附属明細書
事業報告及びその附属明細書
監査報告
会計監査報告
確認書（国税）・納税証明書（地方税）
社員資格得喪の細則
会員等に係る細則
寄附の使途の特定内容が分かる書類

運営組織に関する重要な事項

新規記載事項として

- 理事、監事、評議員それぞれの報酬等の総額
- 法人から受ける財産上の利益（役員報酬等）が 2,000 万円を超える者について、その額及び理由

※支給の額及び理由のみを記載すれば、個人名は記載不要。

また、前年までの別表 E（経理的基礎）がこちらに統合されました。

事業活動に関する重要な事項

新規記載事項として

- 関連当事者との取引の有無
- 海外への送金等取引の有無及びリスク軽減策の有無

※関連当事者の範囲は、公益法人会計基準で定義されたもので、令和 6 年基準を採用する場合は、関連当事者の定義が変更されており、対象範囲が広がっており注意が必要です。

別表 3　法人の事業

提出が不要になりました。ただし、事業計画等に係る提出書類として、事業年度開始前に提出することとなっております。（令和 8 年 3 月 31 日提出期限分より）

特定費用準備資金・資産取得資金・指定寄附資金についての開示書類

従来は、提出は必要なく、作成したものを事務所等へ備置きしか求められておりませんでしたが、定期提出書類として提出することが必要となります。

財産目録等の公表

これまで行政庁に提出された「財産目録等」については、請求に応じて閲覧等に供していました。今年度提出分からは、行政庁へ提出された「財産目録等」は、そのまま公表されることになります。なお、「財産目録等」は提出書類の赤枠にて囲われた書類になっています。

そのままの公表となるため、今まで以上に個人情報の記載に注意が必要となります。監査報告書などに印影が含まれる場合がありますが、印影も含め、公表について本人の同意のない個人情報等については、一部を黒塗りにすることも差支えないようです。

定期提出書類の変更は段階的に行われていきます。今回提出する様式については新旧様式が入り乱れた形での提出になりますので、注意が必要です。

山形事務所　経営支援３部
チームマネージャー　柴田　憲吾

一般の事業会社のほか、公益法人アドバイザーとして公益法人も担当。社内外の IT 化、DX 化、業務改善を進めている。

vol.43 あさひグループが注目する、地域の企業・自治体をご紹介します

Focus

山形をマルっと幸せに。美味しい未来を紡ぎます

近江商人の「三方よし（商売において売り手と買い手が満足するのは当然のこと、社会に貢献できてこそよい商売といえる)」の精神。これを基本理念に掲げ、「食」を通じて人と人を結び、地域全体への幸福を届けることを使命としています。そして山形だけでなく、日本全国に「美味しい未来」を築くことを目指しています。

マルナカ MARUNAKA 中村商店 since 1913

株式会社 マルナカ中村商店
https://marunaka-n.co.jp/
山形県山形市漆山二ツ段 2113-2
TEL.023-686-6755

私たちマルナカ中村商店は、1913 年 (大正 2 年) に創業された、食のプロフェッショナルたちが求める高品質な食品原材料を届ける、信頼のパートナーです。街の飲食店から大規模食品工場まで、幅広いニーズに応えるべく、砂糖や小麦粉、製菓材料、油脂穀物、調味料など、多彩な商材を取り扱っています。

食品の品質と安全を守るため、温度管理システムには特に力を注いでいます。地下水を活用した冷却システムや断熱材を活用した庫内設計によってエネルギー効率を高め、常温、冷蔵 (2℃)、冷凍 (-18℃)、低温 (10℃)、保温 (15℃以上) の 5 つの温度帯を駆使して、各食材に最適な保存環境を実現。さらに、衛生環境の確保にも配慮しており、防虫スピードシャッターや無窓設計を採用することで、食材の品質をしっかりと維持しています。

また、物流の面においても冷凍配送車や電動フォークリフトの導入など、自社配送を徹底しています。これにより、迅速かつ柔軟な対応が可能となっています。

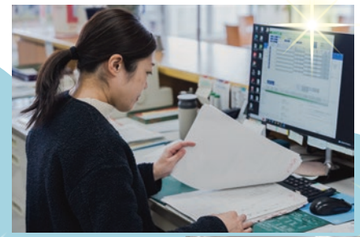

総合食品物流サービス業として、先述のハード面のみならず、2 年に 1 度開催する食品原材料展示会「マルナカ祭」や、社内に設置されたテストキッチンで年数回行っている「素材研究会」などを通じて、ソフト面におけるサービスにも力を入れており、新商品や注目素材、新たなレシピ提供などの情報発信をすることで、食品産業界や地域社会の発展に更に貢献してまいります。

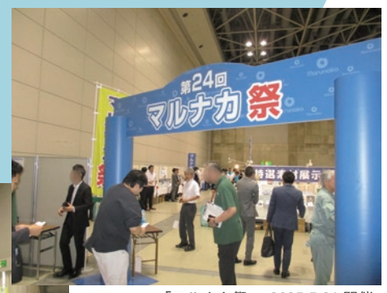

「マルナカ祭」 2025.5.21 開催

News

あさひグループ新職員のご紹介

所属：あさひ会計　仙台相続サポートセンター
鈴木　かおり（すずき　かおり）
税理士

■５月から相続チームに加わりました鈴木かおりと申します。
前職も同業で、直近約５年は法人業務に専念しておりましたが、それ以前は相続業務にも携わっておりました。
これまでの経験を活かして頑張りますのでよろしくお願いします。

所属：ASAHI Accounting Robot 研究所
東京 Lab
カラージャ　デニーサ　ロレダナ
【Daisy】

■前職では ITSM フレームワークを使って IT コンサルティングや海外クライアント向けにサイバーセキュリティのサービス販売やソフトウェア開発等の仕事に携わってきました。DX に情熱を持っており、多くの IT ビジネスのワークフローの成功に貢献したいと考えています。
どうぞよろしくお願いいたします。

PRESSRELEASE | 日本 DX 大賞 2025 ファイナリスト選出のお知らせ

株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所は、日本 DX 大賞 2025 において、「支援部門」でファイナリストに選出されました。

日本 DX 大賞は、デジタルトランスフォーメーション（DX）を通じて、社会やビジネスの課題を解決し、持続可能な成長とウェルビーイングを実現する取り組みを表彰するアワードです。一般社団法人日本デジタルトランスフォーメーション推進協会が主催し、デジタル庁、総務省、経済産業省等が後援しています。

今後、6 月 16 日から 20 日にかけてのオンライン審査を経て各部門の大賞等が決定され、7 月 16 日・17 日に開催される「日本 DX 大賞 2025 サミット＆アワード」にて発表・表彰されます。

日時：2025年7月16日（水）13:00-19:00／7月17日（木）11:00-19:00
会場：渋谷ストリームホール（東京都渋谷区渋谷3-21-3）
形式：ハイブリッド開催（会場参加・オンライン参加）
参加費：無料（事前登録制）

日本 DX 大賞　公式サイト
https://www.dx-awards.jp/

ASAHI Accounting Robot Research Institute

無　償　の　愛

公認会計士・税理士 米田健一

東井義男「いのち」の教え」』（佼成出版社）の中にこんな話がある。（日本講演新聞 2025.1.20 号）

進くんは前の夜に書いたメモをお母さんの机の上に置くと元気いっぱい学校へ出かけました。メモにはこう書いてありました。

かんじょう書き
１．市場にお使いに行きちん　１０円
２．お母さんのあんまちん　１０円
３．庭のはきちん　１０円
４．妹を教会につれて行きちん　１０円
５．婦人会のときのるすばんちん　１０円
ごうけい　５０円　　進
お母さんへ

進くんのお母さんは、ニコッと笑い、そのメモの上に５０円を乗せ机の上に置きました。学校から帰ってきてそれを見た進くんは大喜びでその５０円を貯金箱に入れ、「もっとお母さんのお手伝いをしよう」と思ったそうです。

次の日の朝、起きてきた進くんがご飯を食べようとしたらテーブルの上に一枚の紙がありました。それはお母さんの勘定書きでした。

1. 熱が出てハシカにかかったときの看病代　ただ
2. 学校の本代、ノート代、エンピツ代　ただ
3. 毎日のおべんとう代　ただ
4. 寒い日に着るオーバー代　ただ
5. 進さんが生まれてから
今日までのおせわ代　みんなただ　お母さん
進さんへ

これを見た時、進くんは胸がいっぱいになり涙がこぼれたそうです。そしてこれからどんなお手伝いをしてもお金なんかいらない。お母さんのためにもっとお手伝いをしようと思ったそうです。

今、日本社会は公共マナーや清潔さ、親切心（財布を落としても返ってくる等）で世界中から注目を浴びている。英国の公共放送局である BBC は日本社会の異様な完成度について特番を組み、フランスでは若者を中心に日本への移住希望者が殺到しているという。

ハーバード大学のジェームズ・ウィンストン教授は世界の 12 ヵ国を比較し、日本の道路や街にはゴミがほとんど落ちておらず、電車内や街中の静けさや日本社会の日常的な親切心は個人的な行動だけではなく、社会全体の規範や構造によって支えられていると分析している。「日本社会は整いすぎていて、静かすぎて、あまりにも美しい。」と述べ、「その完成度に恐怖を覚えるほどだ」という。そして私は、これら日本的事象の根源にある他者への「優しさ」は、進君が感じた日本中にあふれる母親を始めとする沢山の人たちの「無償の愛」を源としているのだと思うのである。

それはトランプ氏の“ディール”とは対極にある概念だ。戦後 80 年間、米国は絶大な経済力、技術力、軍事力を背景に西側諸国の軍事費を肩代わりし、自由貿易を推し進め、技術を供与し、自由と民主主義という理念で各国をひき付けて国際秩序を築き上げてきた。それが今、米国の国力低下に起因するのだが、トランプ氏は「米国第一」を掲げて同盟国に関税で脅しをかけ、人道援助を行う国の機関を解体し、米国を要塞国家にしようとしている。要塞国家とは経済、軍事、文化だけでなく物理的にも高い壁で守られ、国々は他国との協力ではなくそれぞれの国内で安定と平和を追求すればよいという考え方だ。トランプ氏にとって国際関係においては正義や道徳、国際法は考慮に値しない。重要なのは力だ。弱者は強者のいかなる要求にも従えばよい。それが「平和」だというのだ。

一方、親日家でもあるジョセフ・ナイ　ハーバード大学名誉教授（残念ながら先日亡くなってしまったのだが）は「パワー（権力）とは他者を自分が望むように動かす能力だ」と定義して①威嚇による強制、②金銭的報酬、③魅力（文化、社会の状況、政策・外交など）の 3 つの要素を上げ、③の他者を魅了することによって世の中を動かすソフトパワー理論を提唱している。

ハードパワーを信奉し“ディール”で物事を解決しようとするトランプ氏、長い歴史に育まれたソフトパワーが世界を魅了する日本、一体どちらの国が世界に影響を与え生き残っていくのだろうか。

SEMINAR

あさひ会計ホームページの What's New「セミナー情報」をご覧ください。
会場◆【山形】あさひ会計山形事務所　【仙台】あさひ会計仙台事務所

『成長戦略・事業承継　個別相談会』　参加費：無料

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。
M＆A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。

◎各会場先着 5 組様限定、完全予約制
※Zoom を利用した WEB 形式の面談も可能です。

【山　形】
6月13日(金)
7月11日(金)

【仙　台】
6月17日(火)
7月18日(金)

◆時間：各会場共通
① 9:00　②10:30　③13:00　④14:30　⑤16:00
共催／日本M＆Aセンター

『相続個別相談会』　参加費：無料

「相続のことで家族でもめたくない」、「相続税がどのくらいかかるか不安」、「子どもや孫に財産を残してあげたい」、など、相続の悩みを個別相談会として無料にて相談をお受けします。

◎ご相談は、相続人の方、または遺言書を検討されている方とそのご親族様に限定させていただいております。

【山　形】0120-652-144
山形相続サポートセンター

【仙　台】0120-954-883
宮城相続サポートセンター

◆開催日時：各会場共通
6月19日(木)
7月17日(木)
＊1 回目／ 10:00 ～
＊2 回目／ 14:00 ～
いずれも 1 時間程度

『～リスキリングの第一歩～　はじめての RPA』　参加費 無　料

「リスキリングや DX について最近よく耳にするけど、具体的に何を始めたらいい？」という方の第一歩を後押しします。

講師：エンジニア　柏倉　佑美

◎プログラム
・Windows10、11 標準搭載の RPA「Power Automate for desktop」とは
・企業における RPA 活用事例、リスキリング事例から学ぶ
・Power Automate/Power Automate for desktop 自動化デモ

【山　形】
7月23日(水)

【仙　台】
7月25日(金)

◆時間：各会場共通　14:00 ～ 15:30　◆各会場定員：8 名

事務スタッフ向け『自動化・デジタル化セミナー』　参加費 無　料

『明日からできる、地に足がついたデジタル・自動化』をご紹介。
元事務職だった講師が、業務目線で方法や事例をお伝えしていきます。

講師：カスタマーエクスペリエンス　大渓　明日香 Microsoft MVP

◎プログラム
・Microsoft の自動化、デジタルツールのご紹介
・活用事例
・操作実演
・当社サポートメニューのご紹介

【Web セミナー／ Teams】
Power Apps 編　6月24日(火)
Power Automate for desktop 編　7月　8日(火)

◆時間：15:00 ～ 16:00　◆定員：30名

※このセミナーは、Power Automate for desktop・Power Automate・Power Apps を月替わりで取り上げています。詳しくは、ロボ研 HP をご覧ください。

◎製造業必見！ 生成 AI 対応 AI OCR『AISpect』で実現する AI 時代の業務カイゼン　参加費 無　料

本セミナーでは、生成 AI 対応 OCR「AISpect（アイスペクト）」を活用した製造業における業務効率化の可能性をご紹介します。
製造業のさまざまな職種に焦点を当て、生成 AI を活かした活用例や後続の処理方法を詳しくご紹介いたします！

講師：セールス　安孫子　敬陸

【Web セミナー／ Teams】　6月24日(火)　◆時間：14:00 ～ 15:00

AISpect

『経理担当者育成 1 ヶ月完成プログラム』　全 4 回　参加費：1 名様　税込 22,000 円（教材費込）

学んだ日から、すぐに役立つ実務知識が身に付きます！経理未経験の方や、経理担当になりたての方、個人事業の経理担当の方など、基礎知識として経理を学びたい方にとって必要最低限の実務的な内容を学んでいただけるセミナーです。

第 1 回　7月9日(水)
第 2 回　16日(水)
第 3 回　23日(水)
第 4 回　29日(火)

◆時間：13:30 ～ 16:30（4 回とも共通）

【山　形】定員 15 名
【Web セミナー／ Zoom】
◎山形会場をメイン会場として、オンライン (Zoom) で同時に進行いたします。

ASAHI
Research Institute

株式会社マルナカ中村商店（P7 参照）

Beyond vol.54

2025 年 6 月　発行

発行元／あさひ総研
山形　〒990-0034　山形市東原町 2-1-27
TEL：023-631-6521
仙台　〒980-0804　仙台市青葉区大町 1-1-30
新仙台ビルディング 4 F
TEL：022-262-4554

https://asahi.gr.jp